

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 12 月 21 日

申請者 フリガナ氏名又は名称 コトケンセツ 株式会社 国土建設
 住所 奈良市四条大路1-10-22-2階
フリガナ代表者氏名 ナガオ ケニヤ 代表取締役 永尾 国也
 電話番号 0742-33-5150
 FAX番号 0742-63-0511
 メールアドレス kokudo2016@yahoo.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 5 年 12 月 21 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 国土建設
住 所 〒630-8014 奈良市四条大路1-10-22-2階
代表者氏名 代表取締役 永尾 国也

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 かがオ くにヤ 永尾 国也	
取締役 たちカ ちヨコ 田中 千代子	
事業の範囲	建設業、土木建築工事業、 ^{パイプ} 管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 コトケンセツ 国土建設
上記事業所の所在地	郵便番号 630-8014 住所 奈良市四条大路1-10-22-2階 電話番号 0742-33-5150 F AX番号 0742-63-0511 メールアドレス kokudo2016@yahoo.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
雑賀 大至	第234241号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	
給水装置工事主任技術者免状の交付番号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 5 年 12 月 21 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	スーパー6010	3	
	パイプカッター	TC10万	1	
	パイプカッター	4mm 32mm	1	
	塩ビカッター	VC-63ED	2	
	塩ビカッター	VC-34ED	2	
	充電式レシプロソー	JR188DRG	1	
管の加工用の 機械器具	やすり	250平型	1	
	パイプねじ切り器	N100A	1	
	パイプねじ切り器	F50AIII	1	
管の接合用の 機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	3	
	パイプレンチ	13mm~100mm	各 2	
	EFコントローラー	JwEF200N	1	
水圧テスト ポンプ	手動式テストポンプ	T508	1	

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、
「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5 年 12 月 21 日

申請者

氏名又は名称	株式会社 国土建設
住 所	奈良市四条大路1-10-22-2階
代表者氏名	代表取締役 永尾 国也

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

現在事項全部証明書

奈良市四条大路一丁目10番22号2階
株式会社国土建設

会社法人等番号	1500-01-022364
商号	株式会社国土建設
本店	奈良市四条大路一丁目10番22号2階
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。
会社成立の年月日	平成30年7月2日
目的	1 建設業 2 土木建築工事 3 産業廃棄物収集、運搬、処理及び再生業 4 前各号に附帯する一切の業務
発行可能株式総数	2000株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 500株
資本金の額	金500万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を得なければならない。
役員に関する事項	取締役 永尾国也
	取締役 田中千代子
	奈良市東九条町960番地県住姫寺団地4-2 04 代表取締役 永尾国也



奈良市四条大路一丁目10番22号2階
株式会社国土建設

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 5年12月13日

奈良地方法務局
登記官

山 本 秀 樹



株式会社国土建設 定款

平成30年 5月22日作成
平成30年 5月25日公証人認証
平成30年 7月 2日会社成立

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社国土建設 と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 建設業
- 2 土木建築工事
- 3 産業廃棄物収集、運搬、処理及び再生業
- 4 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、2000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限に関する規定)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を得なければならない。

(株式の売渡し請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載請求)

第9条 当社の株式を取得した者は、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその一般承継人と共同して、当該株式に係る株主名簿

記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求できる。ただし、法令の定めるところにより、株式を取得した者が単独で請求できる場合には、この限りでない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の請求書に当事者が記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所、宛て先及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、取締役の過半数の決定をもって臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招集及び招集権者)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、代表取締役社長がこれを招集する。代表取締役社長に事故若しくは支障があるときは、予め定めた順位により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権を行使することのできる株主の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

- ④ 前項の招集通知は、書面であることを要しない。

(議 長)

第15条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。代表取締役社長に事故があるときは、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(決議の方法)

第16条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した総株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 株主総会の特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(書面による決議)

第17条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する総会の決議があったものとみなす。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任の方法)

第19条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第21条 当会社の取締役が1名の場合は、その取締役を代表取締役とし、取締役を複数名置く場合には、取締役の互選により代表取締役を1名定め、代表取締役をもって社長とする。

- ② 社長は、当会社を代表する。

(報 酬)

第22条 取締役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第23条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第24条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

- ② 配当金はその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第25条 当会社の設立に際して発行する株式の数は、500株とし、その発行価額は、1株につき金1万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額又はその最低額及び資本金)

第26条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金500万円とする。

- ② 当会社の設立時資本金は、金500万円とする。

(最初の事業年度)

第27条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成31年5月31日までとする。

(設立時取締役)

第28条 当社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 永尾 国也
設立時取締役 田中 千代子

(設立時代表取締役)

第29条 当社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役 永尾 国也

(発起人の氏名ほか)

第30条 発起人の氏名、住所、発起人が割り当てを受ける株式数及びその払込金額等は、次のとおりである。

奈良県奈良市東九条町960番地県住姫寺団地4-204
発起人 永尾 国也 500株 金500万円

(法令の準拠)

第31条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他法令に従う。

以上、株式会社国土建設の設立に際し、発起人永尾 国也の定款作成代理人である行政書士松本 和也は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成30年5月22日

発起人 永尾 国也

奈良県奈良市三碓2丁目2-13
行政書士 松本 和也
登録番号 14280584

電子署名
者:松本
和也
日付:
2019.06.28
10:43:05
+09'00'

令和5年(2月21日)

この写しは原本と相違ありません

株式会社 国土建設
代表取締役 永尾 国也



第二三四二四一号

給水装置主任技術者免状

本籍 和歌山県

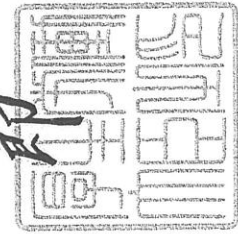
氏名 雑賀 大至

昭和五十六年十月八日生

水道法(昭和五十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

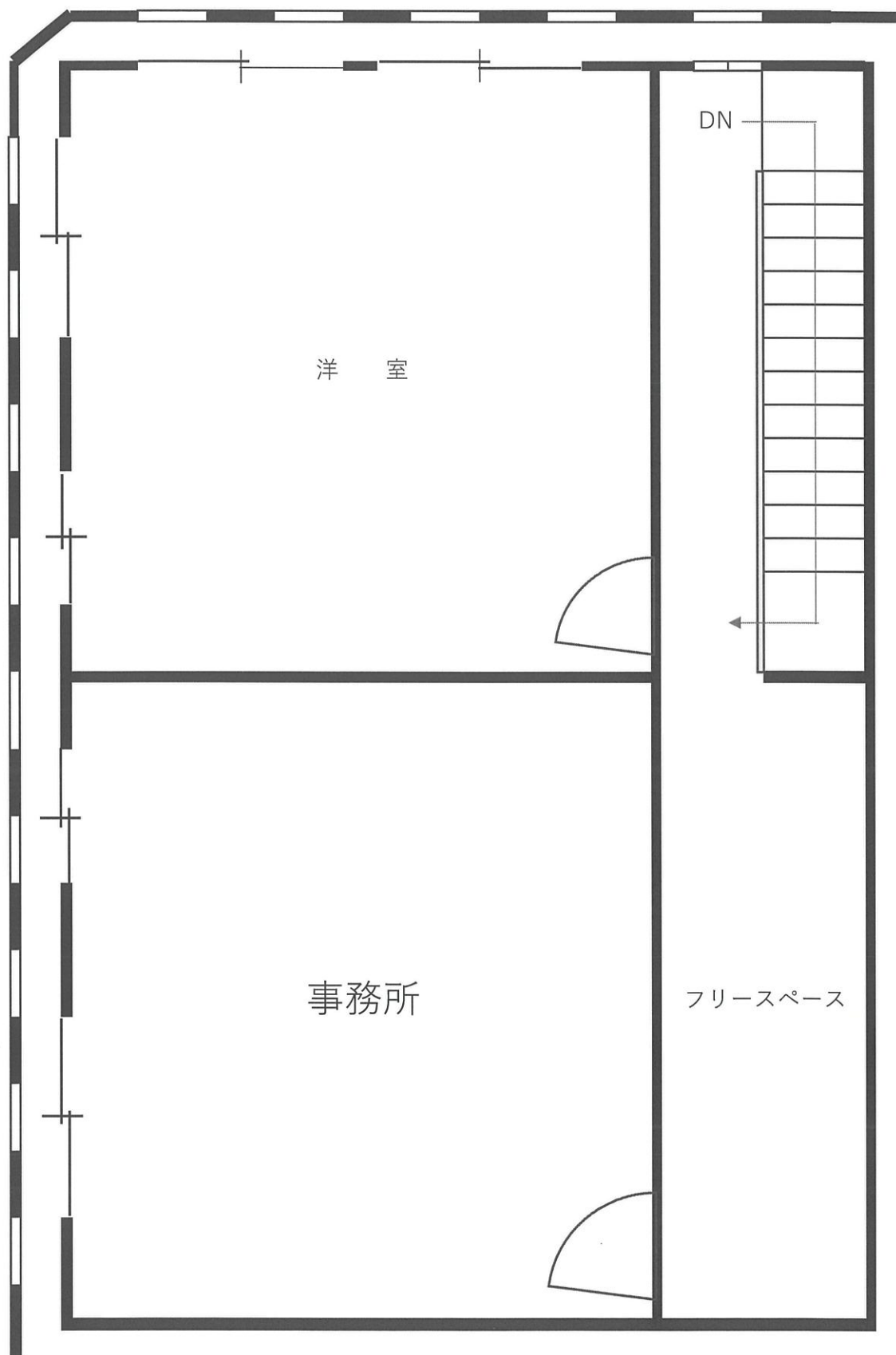
平成十八年二月十七日

厚生労働大臣 川崎 二郎





2階平面図



事業所の外観



事業所の室内



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 12 月 21 日

申請者 フリガナ氏名又は名称 コトケンセツ 株式会社 国土建設
 住所 奈良市四条大路1-10-22-2階
フリガナ代表者氏名 ナガオ ケニヤ 代表取締役 永尾 国也
 電話番号 0742-33-5150
 FAX番号 0742-63-0511
 メールアドレス kokudo2016@yahoo.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 5年12月 21日

届出者

氏名又は名称 株式会社 国土建設
住 所 奈良市四条大路1-10-22-2階
代表者氏名 代表取締役 永尾 国也

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 国土建設	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
サカ ヒロキ 雑賀 大至	第234241号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二三四二四一号

給水装置主任技術者免状

本籍 和歌山県

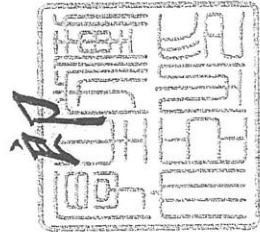
氏名 雑賀 大至

昭和五十六年十月八日生

水道法(昭和二十九年法律第七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十八年二月十七日

厚生労働大臣 川崎 二郎



委任状



事務所所在地 奈良市三碓2丁目2-13
事務所名 行政書士 ワイズ法務事務所
TEL・FAX番号 TEL:0742-45-5006 / FAX:0742-45-3991
行政書士 松本和也 日本行政書士会連合会 第14280584号
(住所) 奈良市学園南1丁目8-33-524
小尾七緒美 日本行政書士会連合会 第20280964号
(住所) 生駒市俵口町1516-5

私は、上記の行政書士を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1. 指定給水装置工事事業者申請に関する一切の件
2. 復代理人選任及び解任に関する件
3. 上記に付帯関連する一切の事項（各種資料収集・調査・補正・受領・書類作成に関する相談を含む）

令和 5年 12月 日

(委任者)

所在地 奈良市四条大路1-10-22-2階
商号又は名称 株式会社 国土建設
代表者氏名 代表取締役 永尾 国也

